

金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金交付要綱

(令和4年1月13日決裁)

改正 令和5年3月22日決裁

令和6年3月22日決裁

令和7年3月24日決裁

令和8年2月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、奨学金返還支援制度を設けて従業員の奨学金の返還を支援する市内中小企業事業主に対し、中小企業人材確保奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る。）をいう。

(2) 奨学金 大学等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、助成金の交付対象となる者と貸主が同一であるものその他助成金の趣旨から助成の対象外とすることが必要と市長が認めるものを除く。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業その他の団体が貸与する奨学金

(3) 中小企業事業主 その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービスを主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービスを主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

(4) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、

退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。)を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い労働者を含む。

(5) 奨学金返還支援制度 事業主が、就業規則、賃金規程その他従業員に周知された文書に明記する事項に基づいて、その雇用する対象従業員の奨学金の返還(当該従業員本人が主たる債務者であるものの返還に限る。)に係る負担を軽減するため、返還支援(年1回以上当該従業員に対して現金その他これに類するものを支給すること若しくは年1回以上当該従業員に代わり奨学金の債権者に対して直接奨学金を返還すること又はその両方をいう。以下同じ。)を行う制度をいう。ただし、対象従業員が退職をした場合に、返還支援により支給し、又は当該従業員に代わり返還した金額(以下「返還支援額」という。)の全部又は一部について、当該従業員に返還の義務を負わせる条件を付すものは除く。

(6) 対象従業員 奨学金返還支援制度の対象となる従業員のことをいい、次に掲げる条件を全て満たすものをいう。ただし、市長が対象となる従業員とすることが適当でないと思えた場合は、この限りでない。

ア 令和4年2月1日以降に雇用された新規就業者又は県外からの転職者

イ 雇用された日における年齢が30歳未満である者(本市の区域外において勤務し、かつ、本市の区域外に住所を有する者を除く。)

ウ 助成金に係る奨学金について、当該奨学金の返還を延滞していない者

エ 助成金に係る奨学金の返還について、その他の制度による支援を重複して受けておらず、かつ、受ける予定のない者

(助成金の交付)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 本市の区域内に主たる事務所を有している事業主

(2) 奨学金返還支援制度を設けて返還支援を行う事業主

(3) 対象従業員を雇用した日から引き続き正規雇用労働者として雇用し、又はしていた事業主

(4) 市税の滞納がない事業主

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主には、助成金を交付しない。

(1) 国、県又は市が出資による権利を有する事業所の事業主

(2) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する事業主

(3) その他市長が不相当と認める事業主

（助成金の交付対象期間等）

第4条 助成金の交付対象期間は、対象従業員1人につき、初回の交付申請に係る返還支援を開始した月から起算して、120か月とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次条の交付申請に係る期間に返還支援をした額に3分の2を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、対象従業員1人につき、年額160,000円を超えないものとする。

2 助成金の合計年額は、1事業主あたり1,600,000円を超えないものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、第4条の交付対象期間の始めから起算して6月ごとに、当該6月を経過した日から1月以内（1月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内）に市長が別に定める申請書により申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し

(2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）の写し

(3) 奨学金の返還を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条 助成金の支払は、助成金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うも

のとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分からの助成金について適用する。

附 則 (令和6年3月22日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分からの助成金について適用する。

附 則 (令和7年3月24日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行日以後に奨学金返還支援制度により行った返還支援にかかる助成金について適用する。

附 則 (令和8年2月27日決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分からの助成金について適用する。